

瀬戸市情報公開審査会答申第27号

1 審査会の結論

異議申立人が行った「名古屋都市計画山手地区計画内の愛知県瀬戸市[]
[]に関する『地区計画の区域内における行為の届出書』
及びこれに添付された図書一式並びにこれらの図書に関する決裁（稟議）の
図書一式」（以下「本件対象文書」という。）の開示請求に対し、瀬戸市長
（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定の処分については、別
紙に記載した部分については、これを開示すべきである。

2 異議申立人の主張の要旨

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、瀬戸市情報公開条例（平成12年瀬戸市条例
第5号。以下「条例」という。）第3条に基づき、異議申立人が平成25
年3月22日付けで行った本件対象文書の開示請求に対し、平成25年4
月8日付け24瀬都計第1087号により実施機関が行った一部開示決定
の処分について、この処分の一部を取り消し、開示を求めるものである。

(2) 異議申立ての主たる理由

異議申立人の主張する異議申立ての主たる理由は、おおむね次のとおり
である。

ア 条例第4条第2号による不開示事由該当性について

(ア) 別紙に示す本件対象文書Bの1、Cの2から5まで、Dの4から7
まで、Gの1から27まで及び30、Hの1から6まで、Iの1から
4まで、7及び8、Jの1、2及び5、Kの1から3までについては、
建築基準法第93条の2の規定による建築計画概要書、不動産登記法
第121条第1項及び不動産登記令第21条第1項の規定による土地
の登記事項証明書並びに建物図面及び各階平面図により確認又は算定
できる情報であり、条例第4条第2号ア「法令の規定により又は慣行
として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であるた
め、開示すべきである。

(イ) 別紙に示す本件対象文書Hの7のうち間取り以外の部分及び8、I
の5のうち間取り以外の部分及び6、Jの3のうち間取り以外の部分
及び4、Kの4については、建物の外部から観望することにより誰も
が容易に確認できる情報であれば、防犯上において個人の権利利益を
害するものではなく、条例第4条第2号ア「法令の規定により又は慣
行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である
ため、開示すべきである。

3 実施機関の説明の要旨

実施機関の説明はおおむね次のとおりである。

(1) 条例第4条第2号による不開示事由該当性について

ア 別紙に示す本件対象文書Bの1、Cの2から5、Dの4から7まで、Gの1及び2、5及び6、9から26まで及び30、Hの1、4及び5、Iの1及び8、Jの1及び5、Kの1及び3については、当該情報を公とすることで地価公示等一般に公とされている情報を照合することにより、第三者から容易に当該地番に係る資産状況を算出されるおそれがある。これにより、一般に公にされていない個人の財産状況が公になることで、当該地番に係る地区計画の区域内における行為の届出書の届出者が風評の対象となるなどの精神的不利益を被るおそれがあるため、不開示情報に該当する。

イ 別紙に示す本件対象文書Gの3及び4、7-1から8まで及び27、Hの2、3及び6から8まで、Iの2から7まで、Jの2から4まで、Kの2及び4については、当該情報は一般に公になっておらず、これを公にすることで、建物内の状況を第三者に認識もしくは推測されるおそれがある。当該情報を公とすることで防犯上においても個人の権利利益を害するおそれがあるため、不開示情報に該当する。

4 審査の経過

当審査会は、本諮問事件について、次のとおり審査を行った。

- (1) 平成25年 4月30日 実施機関から諮問書を收受
- (2) 平成25年 5月24日 実施機関から理由説明書を收受
- (3) 平成25年 7月30日 異議申立人から意見書を收受
- (4) 平成25年 8月28日 異議申立人からの口頭意見陳述、実施機関からの説明聴取及び審査
- (5) 平成25年 9月18日 審査
- (6) 平成25年10月23日 審査

5 審査会の判断の理由

異議申立人は、実施機関が特定した本件対象文書のうち、実施機関が条例第4条第2号により不開示とした情報については、一部開示事由に該当しないとし、開示することを求めている。

このことから、当審査会は本件対象文書について、条例第15条第3項の規定に基づき一部開示決定等に係る公文書の提示を求め、審査を行った。

(1) 本件対象文書について

実施機関が本件対象文書として特定した公文書は、別紙に示すとおりである。

(2) 不開示情報該当性について

ア 条例第4条第2号による不開示情報該当性について

- (ア) 条例第4条第2号は、個人のプライバシーを保護するため、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害す

るおそれがあるものについては、不開示とすることを定めたものである。ただし、当該個人情報法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報である場合は、原則として保護すべきプライバシーとは扱わず、開示しなければならないことを規定している。この条例の趣旨に沿って、実施機関が条例第4条第2号に該当するとして不開示とした箇所について調査し、不開示とされた情報を別紙のとおり分類のうえ、審査を行った。なお、下記(イ)、(ウ)の情報に関しては、異議申立人は開示を求める主張を行っていないが、審査を行ううえで不開示とされた情報を整理する必要があったことから、これらの情報も審査対象とした。

- (イ) 別紙に示す本件対象文書Aの1から3まで、Cの1、Dの1から3まで、Eの1から4まで、Fの1、Gの28及び29、Hの9及び10、Iの9及び10、Jの6及び7、Kの5及び6については、個人の氏名、住所といった個人に関する情報であり、特定の個人を識別できる情報又は公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第4条第2号に該当し、不開示とした実施機関の判断は妥当である。
- (ウ) 別紙に示す本件対象文書Bの1、Cの2から5まで、Dの4から7まで、Gの1から27まで及び30、Hの1から6まで、Iの1から4まで及び7、8、Jの1、2及び5、Kの1から3までについては、都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき市長に提出することが定められた書類等であり、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではない。しかし、これらの情報は建築基準法第93条の2の規定による建築計画概要書、不動産登記法第121条第1項及び不動産登記令第21条第1項の規定による土地の登記事項証明書並びに建物図面及び各階平面図により確認又は容易に算定できる情報である。

したがって、実施機関が、これらの情報が公となることにより、当該個人の資産状況が推測され風評の被害を受けるとして、条例第4条第2号に定める「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当するとして主張は認められず、実施機関はこれを開示すべきである。

- (エ) 別紙に示す本件対象文書Hの7及び8、Iの5及び6、Jの3及び4、Kの4のうち、外観等の建物外部の情報については、防犯上において個人の権利利益を害するおそれがあることは否定できないものの、外部から誰でも容易に観察し得る情報であり、また、上記(ウ)の情報等をもとに容易に算定することができるため、これ自体が犯罪や不正行為を積極的に誘発する情報であるとは言いがたい。

したがって、実施機関が、これらの情報が公となることにより、当該個人が防犯上において不利益を受けるとして、条例第4条第2号に定める「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当すると

した主張は認められず、実施機関はこれを開示すべきである。

- (オ) 別紙に示す本件対象文書Hの7、Iの5、Jの3のうち、上記(エ)以外の情報については、外部から容易に観察することのできない建物内部の情報であり、一般には第三者の知ることのできない個人固有の情報であると認められる。また、各部屋の間取りや具体的な用途の詳細が公となることで、建物内部の状況等を第三者が把握することが可能となり、犯罪や不正行為等の被害を受けるおそれに繋がる情報であることから、防犯上においても個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第4条第2号に該当し、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

6 結論

以上のことから、本件については、上記1記載のとおり判断した。